

社会福祉 しずおか

3

No.832

特集 生活困窮者支援と連携した 「生活福祉資金貸付事業」の意義と役割

福祉のまちづくり絵画コンクール優秀作品を紹介しませう(令和元年度)

テーマ やさしさでつながる福祉(しあわせ)のまち



★しずおか健康長寿財団理事長賞

わしさか はな
藤枝市立葉梨小学校(1年) 鷺坂 羽奏 さん

「えがおのまち」老人ホームに遊びに行った絵

※学校名、学年は令和元年度のものでせう。

編集発行



社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

〒420-8670 静岡市葵区駿府町1番70号 電話.054-254-5248 FAX.054-251-7508 <http://www.shizuoka-wel.jp>
E-mail spcsw@shizuoka-wel.jp

※本機関紙は皆さまの会費を充当し発行してあります。

生活困窮者支援と連携した「生活福祉資金貸付事業」の意義と役割

民生委員の世帯更生運動に端を發し、低所得世帯の自立更生を促すために1955年(昭和30年)に制度發足した「生活福祉資金」(当初は「世帯更生資金」)は、その後の社会・経済状況に対応しながら、今日までわが国の低所得者支援対策の一翼として大きな実績を積み上げてきました。

本特集では生活福祉資金貸付制度の歩みと今日的な意義、果たす役割について確認したいと思います。

民生委員の世帯更生運動に端を發した「生活福祉資金」の歩み

■制度創設期

1952年(昭和27年)8月、滋賀県大津市で開催された全国民生委員大会で※1「世帯更生運動」を全国的運動とすることが静岡県等から提案され全会一致で採択。

※1 一人の民生委員がたとえ世帯ずつでも更生させていこうとする防貧活動

1955年(昭和30年)に「世帯更生資金貸付制度」が世帯更生運動推進の有力な手段として、国からの原資2億円をもとに創設。各都道府県の社会福祉協議会において実施。

■制度の基盤整備期

1957年に生業資金など事業性資金に限られていた世帯更生資金に生活資金、療養資金を追加。1961年には医療費貸付制度との統合のほか、身体障害者更生資金、住宅資金、修学資金、災害援護資金なども新設。

■転換期

1990年(平成2年)に高齢者や障害者世帯等の在宅福祉、社会参加の促進を支えるための貸付制度としての拡充が図られ、「生活福祉資金貸付制度」と改称。

■再編期(制度の転換点)

2008年(平成20年)のリーマンショック(世界金融危機)を契機とした厳しい経済・雇用情勢を受け、総合支援資金の新設、貸付要件や貸付利率を緩和。

2015年(平成27年)の生活保護受給者の急激な増加を受け、第二のセーフティネット機能強化策として生活困窮者自立支援制度が施行される中、重要な連携先として「生活福祉資金」を位置づけ。



生活福祉資金の貸付状況

(1) 全国の様子

○制度創設当初から、全体の件数は2〜3万件台を推移してきましたが、平成になってから1万件台に減少しその後も同様の数字で推移しています。

○修学資金(現在の教育支援資金)は、高校、短大、大学等への進学率の上昇と相まって貸付件数は徐々に伸び、昭和50年代以降は貸付の中心となっており、低所得世帯における貧困の連鎖を断ち切る上で一定の役割を果たしています。

○平成21年の制度改正は資金種類の統合・再編、貸付要件の緩和などが行われるとともに、総合支援資金が新たに創設されました。これらにより貸付件数は、前年の1万件台から一気に6万件を超える債権数となっています。

○しかし、総合支援資金は、平成22年度の4.1万件をピークに減少し、平成30年度は全国で430件にまで落ち込んでいます。

○福祉費は、「その他」一時的に必要な

【貸付件数及び貸付額の累計】

令和元年12月末日現在

資金種別	貸付件数	貸付金額(円)
総合支援資金	4,474	2,054,781,060
福祉資金	20,347	5,707,190,670
教育支援資金	7,686	3,005,782,400
不動産担保型生活資金	66	455,889,207
要保護世帯向け 不動産担保型生活資金	26	120,098,546
臨時特例つなぎ資金	1,430	90,112,000

(2) 本県における生活福祉資金の貸付の状況

な経費」の貸付が最も多く、全体の半数を占め、その多くが生活保護受給世帯への生活必需品(エアコンや冷蔵庫等)購入に対する貸付となっています。

○教育支援資金は1.4万件前後で推移していますが、これは入学金や授業料等の貸付延べ件数であり、貸付人数としては半数の7千から8千人程度となります。高校進学時の貸付が4割程度を占めています。

【平成30年度の貸付決定件数】

資金種別	申込件数	貸付決定		前年度 決定件数
		件数	金額(千円)	
総合支援資金	10	8	1,936	17
福祉資金	28	20	3,784	43
緊急小口資金	187	163	10,228	210
教育支援資金	129	112	40,288	84
不動産担保型生活資金	1	1	7,750	4
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	3	3	19,572	4
臨時特例つなぎ資金	20	20	564	42
合計	378	327	84,122	404

本県では、平成20年に起こったリーマンショック後の平成22年に貸付件数の合計がピーク(4,097件)に達しましたが、その後は毎年減少の二途を辿っています。なかでも総合支援資金の落ち込み方が著しく、これについては全国的な状況でもあります。そうした中で、教育支援資金と不動産担保型資金につ

いては、横ばいか若干増加傾向で推移している状況です。

生活福祉資金の特徴と社協が担う意義

生活福祉資金貸付制度は、社会福祉協議会が担う公的な貸付制度であり、福祉施策の一環として、低所得・障害者・高齢者世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を通じて、その生活再建の支援を目的とする重要な制度です。

その根拠は法律ではなく、厚生労働事務次官通知「生活福祉資金の貸付けについて」(「制度要綱」と厚生労働省社会・援護局長通知「生活福祉資金貸付制度の運営について」(「運営要領」となっています。

なお、本制度は他の公的な支援制度が利用できる場合は、それら他制度を優先的に利用することが原則となります。

単なる貸付ではなく、借受人の生活再建を見通す視点が大切

当制度の大きな特徴は、相談支援が非常に重視されているということです。償還状況などをみると、貸付、償還、自立という道筋が描けな

い世帯が少なくありません。だからこそ、相談支援の重要性はますます高まっているとも考えられるのです。

来談者はお金を貸してほしいという思いだけで相談に来ます。しかし、生活福祉資金は貸付ではありませんが、貸し付けることが目的ではありません。貸付相談があった時点で、その世帯(借受人)にとってどんな支援が必要なのかアセスメントを行って見極めていくことが、先ず重要になります。

その上で、貸し付けることが必要なのか、それ以外の支援が必要なのかを考えることとなります。貸付制度である以上、「返済(償還)」は当然であり、負債を抱えさせないという選択肢も場合によっては必要となるのです。

さらに、貸し付けて終わりではなく、その後の寄り添い支援をどのように継続していくのかを考えることも大切なことです。

その際、重要になるのは「民生委員」との緊密な連携です。多様化する生活・福祉ニーズに対して、住民の身近な存在である民生委員のきめ細やかな相談支援や見守り活動と、社協の総合的な相談支援や福祉サービスを活用を通じて借受世帯を支えることが可能になると考えます。

**地域共生社会における住民支援の
ツールとしての生活福祉資金**

しかし、制度創設後60年以上が経過する中で、制度の見直しなどの影響もあり、民生委員や生活困窮者支援の関係者等において、本制度に対する理解が十分共有されていないという課題があります。本事業が地域における住民支援のツールとして効果的に活用されるよう関係者間での制度の意義や役割の共有が必要とされています。

とりわけ、民生委員には借受人の債務状況ではなく、困りごとの部分に寄り添い、継続支援していただくことが期待されていると言えます。



◆掛川市社協

「貸付以外の各種給付制度やサービスの利用に向けた支援を目指す」

掛川市社協では、生活福祉資金に係る貸付相談があった場合、まず、生活困窮者自立相談支援機関につなぎます。

「貸付ありき」の相談対応ではなく、丁寧な聞き取り面談を行い、生活状況や困りごとを把握し、解決に向けて一緒に考えていきます。根本的な問題が解決しないことには、一時的な貸付をしても、生活の再生にはなりません。困窮の原因、背景、時期等を聞き取り、本人とともに、資金使途と返済財源の健全性を確認し、貸付の必要性を検討していきます。

貸付業務の基本スタンスとして、本人に寄り添った相談を進め、各種給付制度やサービス、地域資源の活用に向けた支援を優先し、なるべく、新たな負債をつくらない支援を行うことを重視しています。生活困窮担当者や貸付担当者とは連携し、貸付による生活の再生が見込まれ

る場合に、必要な額だけ（請求書の合計額等）をお貸しするようにしています。

その際には、相談者と過剰にならない貸付額、返済計画や終了目標を決め、「本人がいつまで頑張ればよいか」を見通しできるようにしています。

◆牧之原市社協

「相談者のアセスメントに力を入れ自立を促す」

牧之原市社協は生活困窮者自立支援法が開始され、日々の支援を行う中で改めてアセスメントと伴走支援の重要性を再確認しました。そこで今まで行っていた貸付に關して十分なアセスメントと貸付後のフォロー体制がなく、貸付けたケースのほとんどが未償還のままであったことの振り返りを行いました。そして生活困窮者自立支援法の開始とともに、それまで毎年行っていた未償還者への訪問を生活困窮者のアウトリーチ訪問に位置づけました。

貸付後一度の償還もなく、延滞金が嵩んでいる60代前半のあるケースについて自立相談支援機関と貸付担当者として、その方のアセスメントを行いました。その中で、現在もきつと困りごとを抱えているはず！との思いから、「お金を返してください」ではなく、「現在の生活の確認」のためのアウトリーチ訪問が始まりました。

聞き取りを行う中で、

「仕事が全く見つからない、もうあきらめていた。年金前の1週間は水と塩だけでしのいでいる」など、現在の生活の様子が垣間見えてきました。そこで自立相談支援機関として日常生活への支援とともに、就労支援員や家計改善支援員による仕事探し、家計面での伴走支援などを行い、滞納していた税金や貸付金の整理など生活が成り立つようになりました。

市社協の担当者は、貸付に該当するかどうか？ではなく、その人が自立していくために必要な支援は何か？を考え、その一つの支援として生活福祉資金貸付を検討することが重要であることを、このケースを通じて感じたとのこと。

既に貸付を行っているケースについても「自立した生活を送るもの」として関わりをもつていきたいとしています。

先覚者シリーズ 跡導(みちしるべ) ～静岡の福祉をつくった人々～

県社協では、静岡県社会福祉の礎を築いてこられた方々の生き方や社会福祉への情熱、業績をまとめることにより、今後の社会福祉発展の一助とするため、「先覚者シリーズ 路導」を掲載(県社協ホームページ <http://www.shizuoka-wel.jp>参照)しています。

本号は、社会福祉法人静岡恵明学園創立者 杉村伸平氏、杉村茂登子氏を御紹介いたします。



子どもとともにある
～社会福祉法人静岡恵明学園創立者～

すぎむら しんぺい

杉村 伸平 氏

すぎむら もとこ

杉村 茂登子 氏

1. 11人の子ども達とともに

杉村伸平先生、茂登子先生ご夫妻は、昭和27年12月10日東京都中野区の小さな神社で両家の家族だけの結婚式を挙げました。伸平先生は普通の背広にネクタイ、茂登子先生は先生のお姉さんが作ってくれたワンピース姿でした。戦争は終わっていましたが世の中がまだ騒がしかったころのことでした。

その日は小田急線で神奈川県にある鶴巻温泉で一泊した後、伸平先生は東京都世田谷区成城にあった恵明学園へ、三島幼児部として生活を共にする11人の子ども達を迎えに行きました。茂登子先生は静岡県三島市山中新田にある宗閑寺へ、その子どもたちを迎える準備のために向かいました。

茂登子先生が国鉄三島駅に着いたのは夕方でした。最終の元箱根行きのバスに乗り、山道を登っていきました。暮れてゆく空を見上げながら、茂登子先生は少しの不安はありましたが明日から始まる生活への期待でいっぱいでした。宗閑寺のバス停でバスを降りた時には日はとっぷりとくれ、一晩の宿をお願いしてあったお寺の向いの煙草屋さんに泊まりました。次の日、12月12日茂登子先生は朝早く起きて向いのお寺へ行き真っ黒になって掃除をしました。夕方伸平先生が11人の幼児を連れて東京からバスで着きました。ご夫婦と子ども達と東京から子どもたちに付き添ってきた保母さんと、恵明学園三島幼児部の暮らしが始まりました。

普段は無住の宗閑寺でしたが、お葬式や法事があると寺の庫裏で生活をしている子どもたちの居場所がなくなりました。そんなときは全員で大人も子どもも遠足に出かけました。鍋や釜を持って今でいうアウトドアライフの先取りのようでした。お風呂は、国道一号線をまたいだお向いの煙草屋さんのお風呂をお借りしました。11人の子どもたちが、お風呂のたびに半裸で国道一号線を渡っていく姿を想像するとほのぼのとしてきます。

1年契約でお借りした宗閑寺の次の住まいは、三島市山中新田にある山中城址の南側の畑を譲って頂きました。とんとん葺き(木の皮でできた屋根)の雨漏りがしたり、夜には星が見えたりするあばら家でしたが、初めての自分たちの家で皆大喜びでした。ただ、ここでは水に困りました。水を竹筒で引きました。雨が降ると濁って飲めない水でしたが、水をもらいに来る人達にも冷たくておいしい水との評判でした。車がオーバーヒートをして、水をもらいに来た米軍横田基地の皆さんと縁ができたのもこの時期でした。(続く)

社会福祉法人 静岡恵明学園
理事長 杉村 伸一 氏 執筆

※紙面上、全ての内容を掲載することができませんので、全文は県社協ホームページ (<http://www.shizuoka-wel.jp>) 及び県社協メルマガ(登録申し込みはこちらへ:spcsw@shizuoka-wel.jp)に掲載いたします。是非、御覧ください。

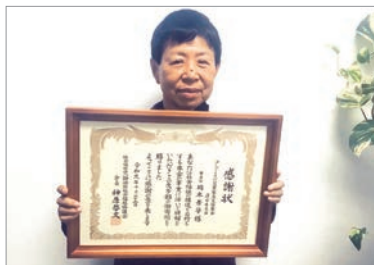
令和元年台風第15号・第19号被害への対応

昨年の台風第15号及び台風第19号により、静岡県を含む東日本の広い範囲で甚大な被害が発生しました。静岡県社協及び県内の市町社協では、伊豆の国市、小山町、西伊豆町、函南町、千葉県富津市、長野県長野市の各災害ボランティアセンターの運営支援を行いました。

活動場所・期間	活動内容	内容の詳細
千葉県富津市 【9/26～10/30】	○災害ボランティアセンター運営支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「富津市災害ボランティアセンター運営支援チーム」派遣 派遣人員 37名(1クール5日間) ・活動資機材(パール20本、靴のインソール10枚[共同募金助成])の提供 ・富津市災害ボランティアセンターの運営支援
小山町 西伊豆町 函南町 伊豆の国市 静岡市葵区(県V本部) 【10/13～10/31】	○静岡県災害ボランティア本部、 情報センター設置 ○市町災害ボランティア本部 運営支援	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町災害ボランティア本部の後方支援 派遣人員 55名(県社協21名、県ボランティア協会5名、市町社協29名) ・県災害V本部・情報センター(県V本部)活動資機材の調整、配備 ・県ボランティア本部主催、情報共有会議の開催(県内外から50名参加)
		
長野県長野市 【11/1～12/12】	○災害ボランティアセンター運営支援 ○生活福祉資金特例貸付支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「長野市北部災害ボランティアセンター運営支援チーム」派遣 派遣人員30名(県社協5名、市町社協25名、9クール×2～5名) ・活動資機材(スコップ、一輪車等[共同募金助成])の提供 ・長野市北部災害ボランティアセンターの運営支援 ・生活福祉資金特例貸付事務支援(受付等)2名(県社協1名、市町社協1名)
		

また、下記の皆様からのご支援のもとに、県内外の被災地での支援活動を行いました。誠にありがとうございました。2団体様には本会より感謝状を贈呈しました。

御芳名	金額	受領日	内容
コープこうべ 災害緊急支援基金運営委員会	1,000,000円	10/25	コープこうべ災害緊急支援基金(ハート基金)支援金
全国社会福祉協議会	2,000,000円	10/25	大規模災害支援活動基金助成
大阪府社会福祉協議会 大阪府市町村社会福祉協議会連合会	100,000円	12/12	福祉救援活動資金
静岡県生活協同組合連合会	150,000円	12/27	台風19号災害支援金
兵庫県社会福祉協議会	100,000円	1/31	災害対策支援金
静岡県共同募金会	1,543,901円	2/14	令和元年10月12日台風第19号災害に伴う活動拠点事務所支援資金(災害ボランティアセンター)



コープこうべ
災害緊急支援基金
運営委員会
委員長 岡本 孝子 様



左) 静岡県生活協同組合連合会
会長 稲垣 滋彦 様
右) 本会常務理事 松浦 康夫

「社会福祉しずおか」リニューアルのお知らせ

「社会福祉しずおか」は、次号4月号から大きくリニューアルいたします。

毎月発行(年12回)から年間8回発行に変更し、より見やすく、読みやすい紙面を目指し、デザイン・内容を一新する予定です。

今後も「社会福祉しずおか」は、会員様が楽しめる機関紙を目指し、日々改善に取り組んで参りますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

※年間8回の発行スケジュールは以下の通りです。
(奇数月<5、7、9、11、1、3月>に4月、10月を加えた合計8回)

静岡県社会福祉人材センター研修課主催の研修会のお知らせ

令和2年5月開催分をお知らせします。

研修NO.	研修名	開催日	会場	対象者	内容・講師	受講料 会員(非会員)
2	福祉職員キャリアパス対応 生涯研修課程 中堅職員コース(中部1)	5/8 5/26,27	シズウエル	中堅職員(入職後 概ね3~5年程度の 職員)	・中堅職員としての役割を遂行するための基本を習得する ・中堅職員が自らのキャリアデザインを描く 講師:福祉職員生涯研修課程指導者	1,300円 ※テキスト代
103	アンガーマネジメントを 学ぶ講座	5/9	シズウエル	社会福祉施設・介護保 険事業所等に勤務す る中堅職員以上の方	介護の現場等で怒りの感情を上手にコントロールしながら相手 と接するためのスキルを学ぶ 講師:横浜市立大学 医学部 看護学科 講師 田辺 有理子 氏	4,000円 (6,000円)
13	コーチング研修	5/11	シズウエル	社会福祉施設・介護 保険事業所等に勤 務する方	コーチングに対する意識を深め、部下の自発的意欲を引き出す ための指導法を習得する 講師:コーチングアカデミー静岡校 校長 常葉大学非常勤講師 酒井 美保 氏	4,000円 (6,000円)
58	認知症の人のための レクリエーション	5/14	シズウエル	老人福祉施設・介護 保険事業所等に勤 務する方	認知症の方のためのレクリエーションの知識と技術を習得する 講師:(医)中村会 介護老人保健施設 あさひな 認知症介護レ クリエーション実践研究会 尾波 順子 氏	4,000円 (6,000円)
98	コンプライアンス講座	5/20	シズウエル	社会福祉施設・介護 保険事業所等に勤 務する方	福祉サービス事業者が最低限備えておくべき、コンプライ アンスと職業倫理の基礎的知識を習得する。 講師:ふるい後見事務所 古井 慶治 氏	4,000円 (6,000円)
3	福祉職員キャリアパス対応 生涯研修課程 チームリーダーコース(西部)	5/28 6/25,26	浜松市福祉 交流センター	チームリーダー (主任、係長等)	・チームリーダーの役割を遂行するための基本を習得する ・チームリーダーが自らのキャリアデザインを描く 講師:福祉職員生涯研修課程指導者	1,300円 ※テキスト代
102	接遇・マナー・ コミュニケーション講座	5/29 5/13 5/15	シズウエル 三島商工会議所浜松市 福祉交流センター	社会福祉施設・介護 保険事業所等に勤 務する方	接遇の心理学、ビジネスマナー、利用者・家族・スタッフ同士の連携 を取るコミュニケーション、自分自身のこころのケアについて学ぶ 講師:コミュニケーションハウス代表 坂倉 裕子 氏	4,000円 (6,000円)

◎県社協が行う自主研修には、皆様の会費を充当しております。

☆『社会福祉しずおか』のリニューアルに伴い、本号を以って「研修会のお知らせ」の掲載を終了
させていただきます。なお、研修計画につきましてはホームページにてご覧いただけます。

研修の申込みは、ラクラク申込み『WEB サービス』(会員対象)を御利用ください!

→WEBサービスサイト <http://www.shizuoka-wel.jp/learn/information/>

静岡県社協 研修

検索

◎最新の「研修開催の情報」を、電子メールで事業所様にお知らせします!

kenshu@shizuoka-wel.jp に①事業所名 ②担当者名 ③電話番号 ④電子メールアドレスを入力の上、
件名「研修開催の情報 メール受信希望」として送信してください。なお、2か月経過しても配信がない場合は、
下記研修課まで御連絡ください。

問い合わせ先:福祉人材部 研修課 電話 054-271-2174



ヤマハ株式会社

<https://www.yamaha.com/ja/>



ありがとうございました
県社協への寄附金

公益社団法人生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会 静岡県協会様から本会(一般寄附金)へ100,000円をご寄附いただきました。「未来ある子どもたち」のため、子ども食堂等の活動支援に活用されます。(1月31日、生命保険の日)



中央より左へ) 公益社団法人生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会 静岡県協会 会長 多々良敏久 様、事務局長 神尾裕子 様、会計長 林志保 様、事務局 安藤祐介 様
中央より右へ) 本会 常務理事 松浦康夫、事務局次長 永嶋孝朗

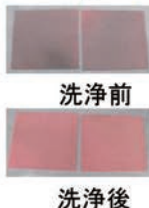
施設のメンテナンスを効率良い専門車両で応援します。

カーテン出張クリーニング



特許ランドリー車

カーペットタイル出張丸洗い



ブラインド・ロールスクリーン
出張クリーニング



株式会社三ナツ

静岡県静岡市葵区産女 1060-1

フリーダイヤル-ミナワ にハロー
☎ 0120-370286

fax054-295-9003

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

平成31年度

ボランティア活動保険

全国200万人
加入!!

保険金額

保険金の種類		プラン	Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円	1,400万円	
	後遺障害保険金		1,040万円 (限度額)	1,400万円 (限度額)	
	入院保険金日額		6,500円	10,000円	
	手術 保険金	入院中の手術		65,000円	100,000円
		外来の手術		32,500円	50,000円
	通院保険金日額		4,000円	6,000円	
	特定感染症の補償		上記後遺障害、入院、通院の各補償金額(保険金額)に同じ		
賠償責任の補償	葬祭費用保険金 (特定感染症)		300万円(限度額)		
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)		

年間保険料 (1名あたり)

タイプ		プラン	Aプラン	Bプラン
基本タイプ			350円	510円
	天災タイプ(*) (基本タイプ+地震・噴火・津波)		500円	710円

団体割引20%適用済/過去の損害率による割増引適用

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

(*)天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する被保険者自身のケガを補償しますが(天災危険担保特約条項)、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

保険金をお支払いする主な例



ボランティア行事用保険

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償

(傷害保険)

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
営業時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。